

2015年10月

公開草案 ED/2015/8

IFRS実務記述書：

財務諸表への重要性の適用

コメント期限：2016年2月26日

公開草案

IFRS実務記述書
「財務諸表への重要性の適用」

コメント期限：2016年2月26日

Exposure Draft ED/2015/8 IFRS Practice Statement *Application of Materiality to Financial Statements* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **26 February 2016** and should be submitted in writing to the address below, by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our 'Comment on a proposal' page.

All comments will be on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

Copyright © 2015 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-909704-97-8

All rights reserved. Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to the IASB provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'IFRS Taxonomy', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IAS', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'SIC', 'International Accounting Standards' and 'International Financial Reporting Standards' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Further details of the Trade Marks, including details of countries where the Trade Marks are registered or applied for, are available from the IFRS Foundation on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

公開草案

IFRS実務記述書

「財務諸表への重要性の適用」

コメント期限：2016年2月26日

公開草案 ED/2015/8 IFRS 実務記述書「財務諸表への重要性の適用」は、コメントを求めることだけを目的に、国際会計基準審議会 (IASB) が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2016年2月26日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.org への電子メール又は我々の 'Comment on a proposal' のページを用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることによって生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準 (国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

コピーライト © 2015 IFRS Foundation®

不許複製・禁無断転載：本公開草案のコピーは、IASB へのコメントを作成する目的でのみ作成できる。そうしたコピーは、個人用又は内部用で、販売又は他の方法で配布せず、IFRS 財団の著作権を明記し、かつ、IASB のアドレスを完全に表示することを条件とする。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複製及び記録を含む電子的、機械的その他の方法 (現在知られているものも今後発明されるものも) であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/IFRS for SMEs ロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘IFRS Taxonomy’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び ‘International Financial Reporting Standards’ は、IFRS 財団の商標である。

商標についてのより詳細な情報 (商標が登録又は適用されている国々の詳細など) は、要求に応じて IFRS 財団から利用可能である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している (会社番号: FC023235)。

目 次

開始ページ

はじめに	6
コメント募集	7
【案】IFRS 実務記述書「財務諸表への重要性の適用」	11
審議会による 2015 年 10 月公表の公開草案 IFRS 実務記述書「財務諸表への重要性の適用」 の承認	28
公開草案「財務諸表への重要性の適用」に関する結論の根拠	29

IFRS 実務記述書——財務諸表への重要性の適用

はじめに

- IN1 一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである¹。一般目的財務諸表は、一般目的財務報告書の一形態である。
- IN2 IFRS 実務記述書「財務諸表への重要性の適用」の公開草案（実務記述書 [案]）の目的は、経営者が国際財務報告基準（IFRS）に従って作成する財務諸表に重要性の概念を適用する際の助けとするためのガイダンスを提供することである。情報は、その脱漏又は誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある²。
- IN3 一般目的財務諸表の目的の文脈の中で適用される場合には、重要性の概念は、どのような情報を財務諸表に含めるべきか、財務諸表から除外すべきか、財務諸表上の他の情報と集約すべきかを経営者が決定する助けとなる。この概念は、財務諸表が明確かつ理解可能であることを確保するために、情報を財務諸表においてどのように表示すべきかを経営者が決定することにも役立つ。
- IN4 本実務記述書 [案] は、次の3つの主要な領域におけるガイダンスを提供している。
- (a) 重要性の特性
 - (b) 財務諸表における情報の表示及び開示に関する決定を行う際の重要性の概念の適用方法
 - (c) 情報の脱漏及び誤表示が財務諸表にとって重要性があるのかどうかを評価する方法
- IN5 情報に重要性があるのかどうかは、判断の問題であり、個々の企業の関係する事実関係及び状況に依存する。本実務記述書 [案] は、情報に重要性があるのかどうかを検討する際に経営者が考えるべき要因の種類を例示することを目的としている。しかし、重要性は個々の企業の文脈の中で検討すべきものであるため、このガイダンスは、財務諸表を作成する際に重要性に関する判断を行うための考慮事項の完全なリストを提供することは目的としていない。
- IN6 実務記述書は基準ではなく、その適用は、IFRS への準拠を記述するためには要求されない。しかし、IFRS を許容又は要求する法域は、実務記述書を国内の財務報告要求事項の中に正式に採用することを選択できる。

¹ 「財務報告に関する概念フレームワーク」の OB2 項から引用した目的。

² 「財務報告に関する概念フレームワーク」の QC11 項から引用した定義。重要性は IAS 第 1 号の第 7 項及び IAS 第 8 号の第 5 項でも定義されている。

コメント募集

IASB は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を含んでいる。

コメント提出者は、下記の質問のすべてについてコメントする必要はなく、また、財務諸表への重要性の適用に関して追加的な事項があればコメントすることが推奨される。受け取ったコメントを検討する際に、IASB が結論の基礎とするのは、それぞれの代替案に対する賛成論及び反対論の利点であり、それぞれの代替案を支持する回答の数ではない。

コメントは、**2016年2月26日**までに到着するよう書面で提出されたい。

コメント提出者への質問

質問 1——本ガイダンスの形式

実務記述書は基準ではない。IASB が財務諸表における重要性の概念の適用に関するガイダンスを強制力のない実務記述書の形式で公表した理由は、BC10 項から BC15 項に示している。

- (a) 本ガイダンスは強制力のないガイダンスとして公表すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 実務記述書というのは、重要性の概念の適用に関する強制力のないガイダンスのための適切な形式だと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

質問 2——例示

本実務記述書 [案] における例示は有用と考えるか。何か追加の例示を含めるべきだと考えるか。その場合、どのようなシナリオを例示で扱うべきか。できるだけ具体的に述べ、そうした例示が企業に有用となる理由を説明されたい。

質問3—本実務記述書 [案] の内容

本実務記述書 [案] は、3つの主要な領域におけるガイダンスを提案している。

- (a) 重要性の特性
- (b) 財務諸表における情報の表示及び開示に関する決定を行う際の重要性の概念の適用方法
- (c) 情報の脱漏及び誤表示が財務諸表にとって重要性があるのかどうかを評価する方法

また、認識及び測定 of 要求事項を適用する際の重要性の適用に関する短いセクションも含んでいる。

以下についてコメントするとともに、本実務記述書 [案] の改善のための提案があれば示していただきたい。

- (a) 何か追加の内容を本実務記述書に含めるべきだと考えるか。その場合、どのような内容を含めるべきか、また、理由は何か。
- (b) このガイダンスは、ビジネス・会計及び IFRS について合理的なレベルの知識がある財務諸表作成者にとって理解可能で有用なものとなるかと考えるか。そう考えない場合、どの項・セクションが不明確あるいは有用でないのか、また、理由は何か。
- (c) 同意しない項・セクションがあるか。その場合、それはどの項・セクションなのか。また、理由は何か。
- (d) いずれかの項・セクションが不必要と考えるか。その場合、それはどの項・セクションなのか。また、理由は何か。
- (e) このガイダンスのいずれかの側面が、回答者の法域又は回答者が財務諸表を提出する法域における重要性に関する法的要求事項と矛盾することになると考えるか。

質問4—時期

IASB は、本実務記述書を開示原則プロジェクトの最終確定の前に公表する計画である。

IASB は、開示原則プロジェクトに関するディスカッション・ペーパー（2016年前半に公表予定）に、重要性の定義に関する議論と、その定義を IFRS の中で変更又は明確化する必要があるかどうかの議論を含めることを暫定的に決定している。それでも、IASB は、重要性の適用に関するガイダンスへのニーズに対応するために、実務記述書を現時点で開発することが有用であると考えている。

IASB は、重要性の定義に関する議論や開示原則プロジェクトにおける他のトピックは、本実務記述書の内容に著しく影響を与えないであろうと考えている。それでも、IASB は、開示原則プロジェクトの完成後に、本実務記述書の結果的修正が必要かどうかを検討する。このアプローチに同意するか。

質問 5——その他のコメント

本実務記述書 [案] について他に何かコメントはあるか。質問 4 で述べたように、重要性の定義に関する議論は、開示原則プロジェクトにおけるディスカッション・ペーパーに含める予定なので、IASB は現時点では定義についてのコメントは求めている。

コメントの方法

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

電子的に ‘Comment on a proposal page’ (go.ifrs.org/comment にある) にアクセス
(推奨している方法)

電子メール 電子メールでのコメントの送付先 : commentletters@ifrs.org

郵 送 IFRS Foundation
 30 Cannon Street
 London EC4M 6XH
 United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

実務記述書 [案] 「財務報告基準への重要性の適用」は、第1項から第80項に示されている。本実務記述書 [案] は、目的、結論の根拠及び国際財務報告基準 (IFRS) の文脈の中で読むべきである。

〔案〕 IFRS 実務記述書——財務諸表への重要性の適用

目 的

- 1 この IFRS 実務記述書 [案] 「財務諸表への重要性の適用」(「本実務記述書 [案]」) の目的は、経営者が重要性の概念を国際財務報告基準 (IFRS) に従って作成する財務諸表に適用する助けとなることである。

範 囲

- 2 本実務記述書 [案] は、IFRS に従った一般目的財務諸表を作成する際に適用することを意図したものである。
- 3 時には、情報の財務諸表³への組込みが、財務諸表と同じ条件でかつ同時に財務諸表利用者に利用可能な他の文書 (経営者による説明やリスク報告書など) への参照によって行われることがある⁴。参照によって組み込まれた情報がないと、その財務諸表は不完全である。本実務記述書 [案] は、参照によって組み込まれた情報にも適用される。

重要性の一般的な特性

はじめに

- 4 重要性は、財務報告及び他の目的の両方で広く使用されている一般的な概念である。例えば、法的契約は重要性のある情報に言及することは一般的であり、これは通常、例えば、「申し出の条件の重要な変更」への言及などの具体的な文脈の中で行われ、財務的な性質のものである場合もそうでない場合もある。
- 5 多くの法域では、上場企業が自社の事業の諸側面について継続的に投資者に情報を与えることを義務付ける要求事項がある。例えば、株式公開買付けの間に、当事者が公開買付けの募集条件に関して市場に情報を与え続けることを要求されることがある。また、財務諸表を提出するという要求以外に、企業が知っている価格に関連性のある情報を開示する継続的義務がある場合もある。一部の法域では、こうした義務を強制するために、重要性の原則や補足的なガイダンスを使用している。例えば、取引所が、どのような場合に上場企業が業績予想の下方修正を公表するのかに関するガイダンスを設けていることがある。こうしたガイダンスは、おそらく、情報が重要となり一般に開示すべき時点を考慮することによって開発されてきた。
- 6 「重要性」という用語が上記の文脈で理解される方法は、この用語が財務報告に適用されると見込まれる方法と整合的であることが期待される。しかし、IFRS は、経営者が IFRS に従って財務諸表を作成する際にこの概念を適用する助けとするために、定義を含めている。

³ 本実務記述書 [案] 全体を通じて、「財務諸表」という用語は、別途の記述がある場合を除き、一般目的財務諸表を指している。

⁴ 例えば、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 21B 項参照。

IFRSでの定義

- 7 「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）では、重要性について次のような定義を示している（IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」にも同様の定義がある）。

情報は、その脱漏又は誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ（又はその両方）に基づくものである⁵。

- 8 重要性の定義における「影響する可能性がある」という語句は、IAS第1号で明確化されている。IAS第1号では、重要性の評価は、利用者が財務諸表に基づいて経済的意思決定を行う際に、どのように「影響を受けると合理的に予想できる」のかを考慮に入れるべきであると述べている⁶。

- 9 財務諸表は、一般目的財務報告書の一形態であり、外部の関係者のために、企業が内部で記録している財務情報を要約したものである。重要性の概念の適用は、利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想できる財務情報が、基本財務諸表において区分表示される（「財務諸表本体で」の情報の表示と呼ばれることがある）⁷か、又は付属する注記に区分して開示されることを確保する。

- 10 重要性の概念は、財務諸表が企業の内部の会計記録に含まれている情報の効果的で理解可能な要約となることを確保するためのフィルターとして適用することも意図されている。財務諸表における情報の要約又は集約が明瞭かつ有用な方法で行われていない場合（例えば、過大な量の重要性のない情報が開示されたり、重要性のある情報が不明瞭にされたり隠されたりしている場合）には、利用者にとって財務諸表の理解可能性が低下する⁸。

浸透度

- 11 重要性の概念は、財務諸表の作成に浸透している。IFRSにおける要求事項は、その影響が完全な1組の財務諸表にとって重要性がある場合には適用しなければならない。同様に、IFRSにおける要求事項は、それを適用しないことの影響に重要性がない場合には適用する必要がない。

判断

- 12 情報が財務諸表にとって重要性があるのかどうかを評価する際に、経営者は、利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に情報が影響を与えると合理的に予想できるかどうかを判断す

⁵ 「概念フレームワーク」のQC11項参照。ただし、公開草案ED/2015/3「財務報告に関する概念フレームワーク」の2.11項では、「利用者」という語の前に「主要な」という語を記載することにより、この定義を修正することを提案している。

⁶ IAS第1号の第7項参照。

⁷ 「基本財務諸表」という用語は、開示原則プロジェクトの一環として定義される予定である。本実務記述書〔案〕の目的上は、基本財務諸表は注記を除いた財務諸表で構成される。言い換えると、基本財務諸表は、財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書で構成される。

⁸ IAS第1号の第30A項参照。

るために判断を適用する。こうした判断を適用する際に、経営者は、企業固有の状況と、その情報を財務諸表利用者がどのように利用するのかの両方を考慮すべきである。企業の状況は時とともに変化するものであるため、重要性は、各報告期間において当該期間中の企業の状況に照らして見直される。この評価には、当年度の情報と過去の期間に係る比較情報との比較を含めるべきである。企業の当期中の活動又は状況の変化を評価するためである。

財務諸表利用者と彼らの意思決定

- 13 重要性の定義は、一般目的財務報告書の利用者が行う意思決定に言及している。「概念フレームワーク」では、一般目的財務報告書の主要な利用者を次のように識別し、主要な利用者は当該報告書が向けられている利用者であると述べている。
- OB5 現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報提供を企業に直接に要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならない。したがって、彼らは一般目的財務報告書が対象とする主要な利用者である。
- OB10 他の関係者（規制者や、一般大衆のうち投資者、融資者及び他の債権者以外の人々）も、一般目的財務報告を有用と考える場合がある。しかし、一般目的財務報告書はそれら他のグループを主たる対象とはしていない。
- 14 企業の一般目的財務諸表及び他の一般目的財務報告書の主要な利用者を識別した後に、経営者は、それらの利用者の特性を考慮すべきである。これには、彼らが有していそうな利害や、彼らがどのような種類の意思決定を行っているのかが含まれる。これにより、経営者は、主要な利用者が受け取ると合理的に期待でき、彼らの意思決定に影響を与えることが合理的に予想できる情報を識別することが可能になる。

財務諸表の主要な利用者の特性

- 15 「概念フレームワーク」は、財務諸表の主要な利用者の基本的属性を示している。
- QC32 財務報告書は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要がある場合もある。
- 16 経営者には、主要な利用者が事業及び経済活動について合理的な知識を有していると想定する権利があるが、主要な利用者が財務報告の専門家であると想定することはできない。さらに、経営者が焦点を置くべきなのは、典型的で理性的な利用者であり、不合理又は非理性的に行動している単一の異例な利用者ではない。
- 17 企業には、いくつかの異なる種類の主要な利用者がある。例えば、企業の投資者には、種々のクラスの株式を保有している個人や、機関投資家、債券投資家、株式購入オプションを有している従業員、あるいは他の種類の投資者が含まれている場合がある。考え得る主要な利用者の範囲の全体にわたり、広範囲の情報ニーズがある可能性があり、一部には異質な情報ニーズと期待を有している者がいるかもしれない。例えば、情報の中には、一部の主要な利用者には有用であるが、他の主要な利用者には有用でないものがあるかもしれない。企業に多くのクラス

の主要な利用者がいる場合には、財務諸表は、情報の表示及び開示をそうした幅広いクラスの共通の情報ニーズを満たすように行うべきである。

- 18 経営者が企業の主要な利用者すべての情報ニーズのすべてを満たすことを合理的に期待することはできない。例えば、単一の投資者が、ある特定の地域に自らも事業活動を有していることにより、当該地域における企業の支出に関する詳細な情報に特に関心があるかもしれないが、そのような詳細な情報は他の主要な利用者にとっては取るに足らぬことかもしれない。
- 19 それでも、情報は、異なるクラスにまたがる一定範囲の主要な利用者か又は主要な利用者の重大なクラス（例えば、多数の利用者がいるクラス）のいずれかにとって関連性がある場合には、通常、重要性があると見込まれることになる。

財務諸表の主要な利用者が行う意思決定

- 20 「概念フレームワーク」は、主要な利用者が行う意思決定及び彼らの情報ニーズについての記述を提供している。
- OB2 一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。それらの意思決定は、資本性及び負債性金融商品の売買又は保有、並びに貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済を伴う。
- OB3 現在の及び潜在的な投資者による、資本性及び負債性金融商品の売買又は保有に関する意思決定は、当該金融商品への投資から彼らが期待するリターン（例えば、配当、元利支払又は市場価格の上昇）に左右される。同様に、現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者による、貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済に関する意思決定は、彼らが期待する元利支払又は他のリターンに左右される。投資者、融資者及び他の債権者のリターンに関する期待は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性（見通し）に関する彼らの評価に左右される。したがって、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としている。
- OB4 将来の正味キャッシュ・インフローに関する企業の見通しを評価するために、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が必要としているのが、企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報である。このような責任の例としては、企業の資源を価格や技術の変化などの経済的要因の不利な影響から保護することや、企業が法令及び契約条項を遵守することを確保することなどがある。経営者の責任の履行に関する情報は、経営者の選択に投票その他の形で影響を与える権利を有する現在の投資者、融資者及び他の債権者の意思決定に関しても有用である。
- OB6 しかし、一般目的財務報告書は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が必要とする情報のすべてを提供しているわけではなく、すべてを提供することはできない。それらの利用者は、他の情報源からの関連する情報を考慮する必要がある。例えば、全般的な経済状況及び予想、政治的な事象及び情勢、並びに業界や会社の見通しなどである。

- 21 基準を開発する際に、IASB は、多様な企業について、広範囲の主要な利用者のニーズを満たすと見込まれる情報を識別することを図る。したがって、経営者がどのような情報を財務諸表において提供すべきかを検討する際に、IFRS の要求事項はその評価の基礎を提供すべきである。IFRS 中の要求事項は、IASB が、財務諸表利用者に情報を提供することの便益と当該要求事項を順守することのコストとのバランスを考慮に入れて開発してきたものである。したがって、IFRS における要求事項の適用のコストは、情報に重要性があるのかどうかを評価する際に経営者が考慮すべき要因ではない。しかし、基準における表示及び開示の要求事項を機械的に適用して、企業の具体的な状況、企業の主要な利用者が何か特別なニーズを有しているのかどうか、提供される情報が企業の主要な利用者のニーズを満たすか又は超えるのかを考慮しないのは、不十分である。
- 22 情報が主要な利用者にとって有用なのかどうかを経営者が識別できる方法の例としては、次のようなものがある。
- (a) 利用者の期待（企業がどのように管理されるべきだと利用者が考えているのかを含む）に関する情報の考慮。この情報は、利用者との議論や一般に利用可能な情報から収集される。
 - (b) 経営者自身がどのような意思決定を行おうとしているのかや、財務情報の利用者として同様の状況（すなわち、自らが外部の利用者であり、経営者が有している内部的な知識（例えば、主要なリスクや主要な価値決定要因）を有していないとした場合）においてどのような情報を望むのかの考慮。
 - (c) 利用者又は市場の情報に対する反応又は情報への要望（例えば、特定の取引や、企業が公表する開示について）、あるいはアナリストなどの外部関係者の反応の観察。
 - (d) 同じ業界で営業している企業が提供している情報の種類の観察。ただし、同じ業界の企業間には類似性はあるが、それは同じ種類の情報が必然的に重要性があるということの意味するものではない。
- 23 財務情報は、予測価値、確認価値又はそれらの両方を有する場合には、意思決定に相違を生じさせることができる⁹。重要性の評価の焦点は、情報が利用者の行う意思決定に「影響を与えると合理的に予想できる」かどうかであり、その情報だけで利用者の意思決定が変わる可能性があるかどうかではない。情報は、主要な利用者の行う意思決定を補強すると合理的に予想できる趨勢を確認するものである場合には、重要性がある。例えば、企業の稼得利益が予想に沿って増加していて、この情報が、当該企業の株式の購入、保有又は売却の意思決定を補強するという場合がある。

定性的評価と定量的評価

- 24 情報に重要性があるのかどうかの評価は、情報の性質及び規模に（企業の具体的な状況において判断される）に左右される¹⁰。したがって、重要性の適用には、定性的要因と定量的要因の評価が伴う。
- 25 定量的情報（ある項目の価値又は帳簿価額など）は、ある項目に重要性があるのかどうかを評

⁹ 「概念フレームワーク」の QC7 項参照

¹⁰ IAS 第 1 号の第 7 項参照

価する際に考慮される唯一の要因ではない。ある項目に重要性があるのかどうかの評価は、定性的な考慮（企業固有の要因を含む）にも左右される。したがって、IFRSを適用する企業が数値的なガイドラインに純粋に依拠することは適切ではないであろう。同様に、IFRSが重要性についての画一的な定量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるのかを事前に決定することは適切ではない。

- 26 しかし、定量的閾値はそれ自体では確定的なものではないが、重要性の概念を適用する際の有用な道具となり得る。定量的閾値は、ある金額に重要性がある（又は重要性がない）可能性が高いという予備的評価の基礎を提供する可能性がある（例えば、利益又は純資産の一定率を下回っている場合）。しかし、重要性の評価には、項目の性質及び企業の状況の考慮も必要となる。
- 27 重要性に関する評価を行う際に、定量的側面の考慮が有用ではないかもしれない例として、次のようなものがある。
- (a) 特定の会計方針を開示すべきかどうかを決定する際に、経営者は、自らの開示が財務諸表を理解するために必要なかどうかを検討する。会計方針の記述は、主要な利用者が、その開示がないか又は不適切に開示されたならば財務諸表を意思決定の目的上十分に理解することができないであろう場合には、性質上、重要性があるであろう。不適切で重要性がない可能性のある開示の一例は、企業が単にIFRSの中の要求事項を引用していて、企業がどれをどのように適用しているのかを説明するように会計方針の記述を調整していない場合であろう。
- (b) 不確実性及び偶発事象の重要性を検討する際に、関係する貨幣金額は必ずしも既知ではなく、結果が広範囲となる可能性のある場合がある。したがって、経営者は、こうした不確実性及び偶発事象に関する情報に重要性があるかどうかに関する判断を行う際に、当該項目の性質や、潜在的な財務上の影響、キャッシュ・アウトフローの時期などの要因を考慮する¹¹。
- 28 事項によっては、重要性の考慮がより微妙となる場合がある。主要な利用者が使用する主要統計値や経営者が伝達した目標値に関するものであったり、主要な利用者にとって特に重要な領域に関するものであったりするためである。これに当てはまる可能性のある項目の例として、次のようなものがある。
- (a) 規制上の要求又は融資特約条項への違反の契機となり得る項目
- (b) 企業の将来の営業の鍵となると合理的に予想できる項目（たとえ当期の基本財務諸表に対して重要性のある影響がない場合であっても）。一例は、企業の事業のうち現時点では比較的小さいが経営者が拡大を計画している部分であろう。
- (c) 稀又は異例な取引で、当該取引を行ったことについての経営者の理由付けが主要な利用者の行う意思決定に影響を与えると合理的に予想できるもの。例えば、取引が、企業の関連当事者と特別の条件で行われたため、異例である場合がある。

単独での評価と総体としての評価

¹¹ 考慮すべき主要な要因は、当該項目についてのIFRS開示に注目することによって決定できることが多い。例えば、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の第85項(b)参照。

- 29 情報に重要性があるのかないのかの評価は、単独での評価と総体としての評価の両方のベースで行うべきである¹²。たとえ情報が単独では重要でないと判断される（すなわち、重要性がないと考えられる）場合であっても、他の情報と一緒に考慮した場合には重要性があるかもしれない（例えば、第 39 項(c)参照）。

財務諸表における表示及び開示

重要性の評価の文脈

- 30 財務諸表の主要な目的は、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関して広範囲の利用者が経済的意思決定を行う際に有用な情報を提供することである。情報に重要性があるのかどうかの判断は、この目的の文脈の中で、完全な 1 組の財務諸表（すなわち、注記を伴った基本財務諸表）を考慮することによって行うべきである。財務諸表は、経営者に委託された資源についての経営者の受託責任の成果も示す¹³。
- 31 財務諸表を作成する際に重要性の概念を適用するには、財務諸表の目的に照らして判断を適用することが必要となる。経営者は、情報を財務諸表に含めるべきか除外すべきかを決定するためだけでなく、当該財務諸表において情報をどのように表示又は開示すべきかを検討する際にも、判断を使用すべきである。
- 32 経営者は、情報に重要性があるのかどうかを、財務諸表の異なる各部分の文脈の中でも評価すべきである。例えば、
- (a) 情報を基本財務諸表において区分表示すべきかどうか、どのように区分表示すべきか
 - (b) 情報を注記に記載すべきかどうか、どのように記載すべきか
 - (c) 第 32 項(a)又は(b)の評価が、完全な 1 組の財務諸表をレビューした後に変化するかどうか
- 33 第 32 項(c)における最後のステップには、財務諸表における情報の全体的な構成の評価が含まれることになる。この全体的な評価は、情報の理解可能性を高めたり目立ち方を高めたりするために、情報をどのように表示又は開示するのかの再評価につながる可能性がある。全体的な評価は、一部の情報を補足（例えば、主要な趨勢を強調するために）又は除去（例えば、他の情報で十分にカバーされている場合に）すべきであることを識別する場合もある。

重要性のない情報

- 34 財務諸表において重要性のない情報を提供すると、重要性のある情報が覆い隠され、それにより、財務諸表の理解可能性が低下する可能性がある。例えば、企業が企業の報告する財政状態又は財務業績に重要な影響を与えない取引に関する詳細な情報を提供する場合、これにより重要性のある情報が見つけにくくなる可能性がある。重要性のない情報を開示すると、財務諸表

¹² IAS 第 1 号の第 7 項参照

¹³ IAS 第 1 号の第 9 項及び「概念フレームワーク」の OB2 項参照。注：公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の 3.4 項では、財務諸表の目的の記述を次のように修正する（それとともに、受託責任の考慮についての明示的な検討を記載する）ことを提案している。「財務諸表の目的は、企業の資産、負債、持分、収益及び費用に関して、財務諸表利用者が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価及び企業の資源に係る経営者の受託責任の評価を行う際に有用な情報を提供することである。」

の長さが増して、理解可能性が低下し、重要性のある情報を探す際に主要な利用者がより多くの資源を費やすことが必要となる。

- 35 IFRS は、企業が重要性のない情報を開示することを禁じてはいない。しかし、重要性のない情報の開示によって重要性のある情報が覆い隠される結果となるかどうかを考慮することを要求している¹⁴。
- 36 場合によっては、特定の論点が企業にとって重要性がないという事実を開示することが有用かもしれない。例えば、経営者が主要な利用者に、市場参加者の関心が特に高い項目に通常関連している特定のリスクに企業が晒されていない旨を伝えたいと考える場合がある。これは、当該項目の金額又は性質に関する詳細な情報又は分析を記載するのではなく、単純な記述を行うことによってできることが多い。例えば、国際的な銀行が、深刻な財政危機にある特定の法域又は企業に対して、重要性のある金額の債権を保有していない旨を、詳細な情報は提供せずに説明する場合がある。この場合、企業が保有している債権の金額に重要性がない旨の記述は、経営者が企業の資源を経済状況の不利な影響から保護する上でどれだけ有効であったのかに関する重要な情報を提供することがある。

情報の集約と分解

- 37 IAS 第 1 号では次のように述べている。
- 29 企業は、類似した項目の重要性のある分類のそれぞれを財務諸表上で区別して表示しなければならない。企業は、重要性がない場合を除き、性質又は機能が異質な項目を区別して表示しなければならない。
- 30 財務諸表は、多数の取引又は他の事象を加工して性質又は機能に応じて各分類に集約した結果である。集約及び分類のプロセスの最終段階は、要約され分類されたデータの表示であり、それらが財務諸表上の表示項目を構成する。表示項目が単独では重要性がない場合には、当該財務諸表の本体又は注記において他の項目と合算される。当該財務諸表での区分表示を要するほどの重要性がない項目であっても、注記での区分表示が必要となる場合がある。
- 30A 本基準及び他の IFRS を適用する際に、企業は、すべての関連性のある事実及び状況を考慮に入れて、財務諸表（注記を含む）に含まれる情報をどのように集約するのかを決定しなければならない。企業は、重要性のある情報を重要性のない情報で覆い隠したり、性質又は機能が異なる重要性のある項目を集約したりすることによって財務諸表の理解可能性を低下させてはならない。
- 38 基本財務諸表における表示項目が単独で重要性がない場合には、それをさらに分解する必要はなく、たとえ IFRS が区分表示を定めている場合であっても、他の関連した項目又は類似した項目と集約することができる。しかし、基本財務諸表において重要性のない項目が、注記における区分表示を正当化する場合がある。例えば、企業は、基本財務諸表の文脈の中で区分表示に重要性があるとは考えられない場合に、公正価値で測定する金融資産のすべてを合算して財政状態計算書の本体上の 1 つの表示項目に合算すると決定するかもしれない。しかし、経営者は、異なるクラスの金融資産の区分表示が、当該金融資産の特性の相違により注記の文脈の中

¹⁴ IAS 第 1 号の第 30A 項及び BC30F 項参照

では重要性があるのかも検討すべきである。例えば、異なる種類の金融資産（資本金金融商品又は負債性金融商品など）がある場合や、資産に異なるリスク特性がある場合がある。それでも、基本財務諸表における表示項目が注記において分解されるのは、それらの内訳項目に関する情報に重要性がある場合のみである。例えば、表示項目の内訳項目が同様に、単一の重大な内訳項目がない場合には、注記での分解は有用な情報を提供しない可能性がある。

39 情報の集約は、内訳項目に関する情報の詳細さが低くなることを意味する。したがって、基本財務諸表又は注記のいずれかにおいて、情報を集約すべきかどうかに関する判断を下す際に、経営者は、集約を通じて「失われる」情報に重要性があるかどうかを評価する。例えば、

- (a) 企業が類似した資産について 500 件の同様のリースを有している場合には、それらを開示目的で合算しても重要性のある情報の喪失にはつながらないかもしれない。しかし、その 500 件のリースの部分集合に他とは著しく異なる特徴（残価保証や延長オプションなど）がある場合には、当該部分集合に関する区分情報に重要性があるかもしれない。
- (b) 企業が、外貨での取引の結果として少額の正味の為替差額を有している場合がある。その正味差額は、幅広い経常的取引に係る多数の少額の為替差益と 1 件の投機的な為替予約取引から生じた多額の差損から生じたものかもしれない。IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」は、為替差額の金額が開示される旨だけを定めている。重要性に関する判断を下す際に、企業は、この損失を他の為替差額と区分して報告すべきかどうかを評価すべきである。他の取引と比較して多額の損失が発生しており、その損失が投機活動から生じたものであるという事実は、これらの為替差額を集約すると重要性のある情報の喪失が生じるであろうことを示唆している。このシナリオでは、経営者の受託責任についての利用者の意見に影響を与える可能性のある情報が、集約を通じて失われることになる。
- (c) 企業が、報告期間中に多数の小規模事業を取得することがある。それぞれの取得は個々には重要性がないかもしれないが、総額では、これらの取得は事業の構成及び見通しを重要性のある方法で変化させる可能性がある。重要性があるのは企業結合の合算後の影響なので、取得に関する情報を総額で記載することが適切かもしれない。

基本財務諸表か注記か

基本財務諸表

- 40 基本財務諸表は、企業の下記のものについての構造化された要約を提供する。
- (a) 認識した資産、負債、資本、収益及び費用
 - (b) キャッシュ・フロー
 - (c) 持分請求権の保有者からの拠出及び持分請求権の保有者への分配
- 41 財務諸表の目的を満たす上での基本財務諸表の役割は、企業の財政状態及び業績の概観を与える情報を提供することである。こうした概観は、主要な利用者にとって次のように有用となる可能性がある。
- (a) 企業の資産、負債、資本、収益、費用、キャッシュ・フロー並びに持分請求権の保有者からの拠出及び持分請求権の保有者への分配に関する不可欠な情報の入手

- (b) 正味キャッシュ・インフローを予測し趨勢を理解するための、企業の過去の財政状態及び業績の理解
- (c) 企業間及び報告期間どうしでのハイレベルの比較の実施
- (d) 利用者が注記の中に追加的な情報を発見することを期待できる特定の利害の領域の識別¹⁵

- 42 どの表示項目を基本財務諸表の本体に表示すべきなのかを評価する際に、経営者は、企業の財務情報の代表的な要約を提供する方法を検討する。例えば、どの項目又は項目クラスを相対的な規模又は性質により区分表示すべきなのかを検討する。経営者は、個々の表示項目を合算すべきか区分表示すべきかを決定する際に、表示項目間の類似性又は相違の程度も考慮する。
- 43 経営者は、ある項目に重要性があるのかどうかを、個々の表示項目、個々の計算書の本体上の小計及び合計とともに、全体的な個々の各計算書との比較で考慮することによって検討する。経営者は、各基本財務諸表間の関係も考慮すべきである。表示項目を表示する際に、経営者は、どの項目が、各計算書の本体を注記における詳細と結び付けて、主要な利用者が財務諸表の間を航行するのに役立つ有用な標識として機能するのかを評価すべきである。
- 44 認識した項目を基本財務諸表において区分表示しない場合には、経営者は、それらを他の項目とどのように集約すべきかを検討する（第37項から第39項参照）。

注 記

- 45 構造の関係上、基本財務諸表に記載できる詳細の量と種類は限定される。注記は次のようなものである。
- (a) 基本財務諸表に表示された情報をさらに詳細に説明する。
 - (b) 基本財務諸表を、財務諸表の目的を満たすために必要な追加的な情報で補足する（第30項参照）¹⁶。
- 46 重要性の概念は、注記に適用される場合に変化するものではないが、その概念が適用される文脈は異なる。これは、注記には、財務諸表の目的を満たす上で基本財務諸表とは異なる役割があるからである（第40項から第44項参照）。したがって、これは、異なる文脈において情報に重要性があるのかどうか及び基本財務諸表の本体と比較して注記においてさらに分解が必要なのかどうかに関して、異なる結論を生じる可能性がある。
- 47 注記の主要な目的の1つは、財務諸表の不可欠な一部分として、基本財務諸表における項目を詳述し説明することである。財務諸表にとって重要性があるが、基本財務諸表における区分表示には重要性がない情報は、注記において提供される。しかし、情報が基本財務諸表の文脈において重要性がある場合には、注記における開示では十分ではない。例えば、経営者が、収益の合計についての単一の金額だけを包括利益計算書の本体に表示すると決定するかもしれない。注記において、経営者は当該金額を分解して、適宜、さらに詳細を開示すべきである。主要な利用者が収益及び関連するキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できる

¹⁵ 第41項、第45項及び第47項のガイダンスは、IASBの開示原則プロジェクトにおける当初の考え方に沿って文案が作成されている（本実務記述書〔案〕に関する結論の根拠のBC21項参照）。

¹⁶ 第41項、第45項及び第47項のガイダンスは、IASBの開示原則プロジェクトにおける当初の考え方に沿って文案が作成されている（本実務記述書〔案〕に関する結論の根拠のBC21項参照）。

ようにするためである¹⁷。

- 48 基本財務諸表における項目を詳述し説明することに加えて、注記は、財務諸表の目的を満たすために必要（第 30 項参照）で、主要な利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に予想できる他の財務情報も提供する。注記開示の中に通常見られる情報の中には、非修正後発事象のように、基本財務諸表における表示項目に関連しないものがある。さらに、情報の中には、偶発負債のように、認識されていない項目に関連するものがある。

IFRS における所定の開示

- 49 IAS 第 1 号では次のように述べている。

31 いくつかの IFRS は、財務諸表（注記を含む）に記載することが要求される情報を定めている。企業は、IFRS で要求されている具体的な開示がもたらす情報に重要性がない場合には、当該開示を提供する必要はない。これは、IFRS が具体的な要求事項のリストを記載している場合や、最低限の要求事項として記述している場合であっても、同じである。また、企業は、IFRS における具体的な要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかを検討しなければならない。

- 50 IFRS における開示要求は、どのような情報を注記で開示すべきか、あるいは開示すべきではないのかを経営者が決定するための基礎である。ある基準が開示要求を含んでいて、その要求を満たすための関連する情報に重要性がある場合には、経営者は、その情報を IFRS の要求事項に沿って開示すべきである。しかし、これは、IFRS の開示要求を、企業の状況や主要な利用者のニーズに関係なく、チェックリスクとして扱うべきであることを意味するものではない。経営者は、関連する情報に重要性がない場合には、基準で定められているレベルの詳細さで開示を提供することを要求されず、全く提供しなくてよい場合さえある。重要性のない項目は開示する必要がないからである。

- 51 基準が開示目的を含んでいる場合には、経営者は、重要性のある情報について当該目的を満たしているかどうかの全体的な評価を行うべきである。これには、以下の検討が含まれる。

- (a) 財務諸表が、目的に関連した所定の開示要求のすべてを提供しているかどうか
- (b) 基準に定められた情報に加えて、当該目的を満たし利用者が提供された情報を理解するのに役立つ情報を開示すべきかどうか

- 52 企業は、IFRS に定められた情報に加えて、財務諸表の理解に関連性があり、主要な利用者が財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想できる情報がある場合には、当該情報も提供しなければならない。

- 53 例えば、

- (a) IAS 第 16 号「有形固定資産」では、有形固定資産についての具体的な開示要求を定めてい

¹⁷ 第 41 項、第 45 項及び第 47 項のガイダンスは、IASB の開示原則プロジェクトにおける当初の考え方に沿って文案が作成されている（本実務記述書 [案] に関する結論の根拠の BC21 項参照）。

る。しかし、たとえ有形固定資産が財政状態計算書において独立の表示項目として表示されている場合であっても、IAS第16号に定められている開示のすべてが自動的に企業にとって重要性があるものとなるわけではない。例えば、有形固定資産の取得に関する契約上のコミットメントに重要性がない場合には、そうした開示は要求されない。さらに、経営者は、たとえIFRSで具体的に要求されていなくても、主要な利用者が財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想できる情報である場合には、有形固定資産に関する他の情報を提供すべきである。

- (b) IAS第19号「従業員給付」では、確定給付制度に係る将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する詳細な開示要求（IAS第19号の第145項から第147項）を、感応度分析を含めて、定めている。しかし、企業がいくつかの大規模な制度と若干の小規模な制度を有している場合には、主要なリスクと感応度だけを開示することで十分かもしれない。
- (c) IFRS第2号「株式に基づく報酬」では、株式に基づく報酬取引のある企業についての詳細な開示要求を定めている。株式に基づく報酬取引が財務諸表にとって重要性がある場合には、企業はIFRS第2号の第44項から第52項で要求されている情報のどれが主要な利用者にとって有用なのかを検討し、追加的な情報を開示すべきかどうかも検討する。場合によっては、IFRS第2号の第44項から第52項におけるすべての情報を開示する代わりに、重要性のある情報の喪失が生じないのであれば、一部の情報（権利確定期間の範囲の提供など）を要約することが適切かもしれない。
- (d) IFRS第8号「事業セグメント」では、IFRSとは異なる基礎で認識及び測定が行われている可能性のある情報の開示を要求している（IFRS第8号は、セグメント情報を企業の財務諸表上の対応する数字に調整することを要求しているが）。それでも、重要性の概念は、やはり、企業の事業セグメントに関してどのような情報を財務諸表に記載すべきかを決定する際に経営者が適用すべきである。IFRS第8号では、経営者が重要性の判断の一部として考慮すべき追加的な要件（セグメント集約の要件を含む）及びセグメントについての定量的閾値も示している。

各報告日における注記開示のレビュー

54 ある開示が過去の期間の財務諸表にとって重要性があったが、同じレベルの詳細さ又は同じ種類の情報が当期の財務諸表にとっては重要性がない場合には、その開示を同じレベルの詳細さで繰り返す必要はない場合が多い。その情報は、重要性のある情報（例えば、主要な財務的趨勢を識別するために必要な情報）が失われないのであれば、要約するか又は場合によっては全く省略することができる。例えば、

- (a) 過去の期間において、企業が重大な企業結合を行った場合には、経営者は、どのような情報が当期の財務諸表の理解に重要であるのかを検討することになる。これは、経営者が、過去の期間の財務諸表において提供した企業結合に関する詳細のすべてを再度記載すべきではないと結論を下す結果となるかもしれない。しかし、経営者は依然として、年度間の比較を行ために十分な情報を、当該情報が当期の財務諸表（比較情報を含む）の理解に関連性がある範囲で、提供すべきである。
- (b) 有形固定資産の詳細な調整表が、過年度の財務諸表において、当該期間に生じた変動のた

めに記載されている場合がある。しかし、当期に限定的な変動しかなかった場合には、当期においてはそうした詳細な調整表を記載する必要はないかもしれない。例えば、当期の財務諸表のための比較情報を作成する際に、過年度の調整表において区分表示されていた情報の一部を集約することが適切かもしれない。

- (c) 過年度において有形固定資産項目について減損損失が計上されたが、当期には計上されていない場合には、詳細な減損の開示は当期においては重要性がないかもしれない。

55 それでも、重要性は当報告期間だけを参照して評価されるわけではない。

- (a) 過年度の企業結合に関する情報により、過年度の企業結合が企業の当報告期間の業績に与えた影響を主要な利用者が理解できるようになる場合には、その情報は当期において重要性があるかもしれない。例えば、取得企業は、当報告期間に認識された過去の報告期間における企業結合に関連する調整の重要性のある影響を財務諸表の主要な利用者が評価できるようにする情報を開示する。
- (b) 主要な製品の売上が、過年度の重要性のある金額から当期の重要性のない金額に下落したことは、当期において区分して開示又は識別すべき重要性のある変動であるかもしれない。

財務諸表の完全な 1 組

56 IAS 第 1 号では、情報が単独で及び総体として重要性があるのかどうかの評価を要求している（第 29 項参照）。したがって、財務諸表において個々の情報に重要性があるのかどうかの評価は単独では行われたい。この評価は、情報が財務諸表の完全な 1 組の中の他の情報との組合せで重要性があるかどうかを考慮すべきである。このより幅広い視点により、経営者が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの全体像（財務上の趨勢に関する情報を含む）を検討することが可能になる。また、財務諸表における情報が効果的かつ理解可能な方法で伝達されているかどうかの全体的な評価も可能となる。例えば、経営者は、特に重要な事項が十分に目立つようにされているかどうかや、関連する情報が関連性が明確となる方法で表示されているかどうかを考慮すべきである。

57 財務諸表の主要な利用者は、情報を財務諸表のより幅広い文脈において考慮する。例えば、財務報告書の他のセクション、企業が営業を行っている業界と競争相手、一般的な経済情勢も考慮する。したがって、情報を財務諸表において開示すべきかどうか及びどのように開示すべきかの評価は、一般にアクセス可能な情報源からの他の情報の利用可能性に左右される場合がある。しかし、情報が公開されていても、その情報に重要性がある場合には、企業は IFRS で具体的に要求されている情報を開示する義務から解放されるわけではない。

58 財務諸表は、主要な利用者が意思決定を行う際に有用な企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する情報を提供する包括的な文書となることが意図されている。したがって、プレスリリースや他の公開されている文書に過去に記載されているというだけの理由で、IFRS で具体的に要求されている情報を省略することは適切ではないであろう。

期中報告

59 重要性は IFRS に浸透している概念である。年次財務諸表への重要性の適用に関するものと同じ一般的原则が期中財務諸表にも適用される。しかし、この概念が適用される文脈及び目的は

異なる。これは、期中財務諸表の目的が年次財務諸表の目的とは異なるからである。特に、期中財務諸表は直近の年次財務諸表のセットについての更新を提供することが意図されている。したがって、期中財務諸表は新たな活動、事象及び状況に焦点を当て、過去に報告した情報は繰り返さない¹⁸。

60 さらに、IAS 第 34 号「期中財務報告」では、期中財務諸表を直近の年次財務諸表の更新とみなしている。IAS 第 34 号は、期中財務諸表についての重要性は予測年次データではなく期中報告期間の財務データとの関連において評価されると定めている¹⁹。IAS 第 34 号は、期中財務諸表についての重要性の評価に関して次のようなガイダンスを示している。

23 期中財務報告目的のために、ある項目をいかにして認識、測定、分類又は開示するかを決定するには、期中報告期間の財務データとの関連において重要性を評価しなければならない。重要性の評価にあたっては、期中報告期間における測定は、年次財務データの測定に比べより広範囲にわたって見積りに依存する可能性があることを認識しなければならない。

25 財務報告目的上の重要性を評価する際には常に判断が要求されるが、本基準は、期中数値の理解可能性のために、期中報告期間自体のデータを認識と開示を決定するための基礎としている。したがって、例えば、通常でない項目、会計方針又は見積りの変更及び誤謬は、開示しないことから生じるかもしれない誤った推論を避けるために、期中報告期間のデータとの関連における重要性に基づいて、認識及び開示がされなければならない。最も重要な目的は、期中財務報告書が、企業の期中報告期間の財政状態と業績の理解に関連性のあるすべての情報を包含するようにすることである。

認識及び測定

61 本実務記述書 [案] の内容の多くは、財務諸表において情報の表示及び開示を行う際の重要性の適用に関するガイダンスの提供に焦点を当てている。しかし、同様の考慮は、財務諸表において適用される情報の認識及び測定にも適用される。

62 IFRS の認識及び測定の要求事項は、影響が財務諸表に重要性がある場合には適用される。特に、IAS 第 8 号では、財務諸表が重要性のある誤謬を含んでいる場合、又は重要性はないが企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローの特定の表示を達成するために意図的に行われた誤謬のいずれかを含んでいる場合には、財務諸表は IFRS に準拠していないと述べている²⁰。

実務上の便法

63 IFRS は企業の内部的な記帳手続についての要求事項は定めていない。したがって、経営者が、情報が財務報告目的で IFRS に従ったものとなることを確保するために後で修正を行うことを条件に、基準における要求事項を適用しないことを決定するかもしれない。例えば、企業が定期的な棚卸システムを維持していて、その後に財務報告目的の仕入及び棚卸資産についての金

¹⁸ IAS 第 34 号の第 6 項参照

¹⁹ IAS 第 34 号の IN9 項参照

²⁰ IAS 第 8 号の第 41 項参照

額を实地棚卸に基づいて修正するかもしれない。

- 64 企業が、所定の閾値を超える資本的支出だけを資産化し、それより小さい金額は費用として認識するという内部的な方針を有しているかもしれない。それより小さい金額は明らかに重要性がないと考えられるからである。経営者は、IFRS からのこの乖離が現在の財務諸表と将来の財務諸表の両方に重要な影響を与える可能性は低いと評価している。そのような支出が主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に予想できないことが明らかだからである。それでも、このような方針は、これらの想定が依然として適切であることを確保するために、定期的に見直すべきである。このような慣行が財務諸表に重要な影響を有さないのであれば、企業の財務諸表が IFRS に準拠することの妨げとはならない（第 77 項から第 79 項も参照）。
- 65 企業が、ある貨幣単位（例えば、1 千 CU²¹）を選択して、財務諸表を作成する際に最も近い単位に四捨五入することも慣例である。選択される単位は、それにより生じる精密性及び詳細さの喪失に重要性がないことを確保するのに十分なほど低く設定されている。
- 66 情報が IFRS に従って財務諸表において適正に表示されているのであれば、その情報が内部的にどのように記録されるのかを定めることは IFRS の範囲を超えるものである。しかし、企業の法域において、企業の内部的な記帳手続についての要求事項を定めた法的要求事項が設けられている場合がある。

脱漏及び誤表示（「誤表示」）

識別された誤表示

- 67 情報の脱漏（すなわち、関連性のあるデータ・情報を除外すること）、誤謬及び他の誤表示（例えば、情報を曖昧に記述したり重要性のある情報を覆い隠したりすること）（この文書では、総称して「誤表示」と呼ぶ）は、それらが、単独で又は総体として、主要な利用者が財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想できる場合には、重要性がある。経営者は、情報の誤表示が財務諸表にとって重要性があるかどうかを評価すべきである。この評価には、過去の期間について記載されている比較情報における誤表示の検討が含まれる。
- 68 誤謬は企業の財務諸表における誤表示の一形態であり、次のような信頼性のある情報を使用しないこと又は誤用することから生じるものである。
- (a) 当該期間に係る財務諸表の公表が承認された時点で利用可能であった。あるいは、
- (b) 当該財務諸表の作成及び表示の際に入手され考慮されることが合理的に期待できた²²。
- このような誤謬には、算術上の誤り、会計方針の適用における誤り、事実の見落とし又は解釈の誤り、及び不正の影響が含まれる。
- 69 誤表示に重要性があるかどうかを評価する際に、経営者は、取引がどれだけ正確に測定できるのかを考慮に入れるべきである。例えば、ほとんど現金支出や現金売上は正確な測定が可能なので、こうした取引の誤表示は、企業が有効な内部統制を有している場合には頻繁に発生することはないと見込まれるであろう。他の取引については、正確な測定は可能ではなく、経営者

²¹ 本実務記述書 [案] では、通貨金額を「通貨単位 (CU)」で表示している。

²² IAS 第 8 号の第 5 項における過年度の誤謬の定義によっている。

は見積りを行うことを要求される。例えば、予想される環境浄化コストに係る引当金²³やレベル3の公正価値測定²⁴である。見積りに固有の不確実性があるため、こうした状況では誤表示を評価することがより困難となる。したがって、財務諸表における開示は、主要な利用者がそうした項目の認識及び測定に伴う主観性を知ることが確保すべきである。修正を見積りの変更と誤謬の訂正のいずれとして扱うべきなのかを検討する際に、経営者はIAS第8号の要求事項を手引きとすべきである。

当期の誤表示

- 70 経営者が企業の財務諸表において情報を誤表示したと識別する可能性のある情報の2つの一般的な例は、次のものである。
- (a) 財務諸表を作成する際に、経営者が帳簿記録の誤謬を識別する場合がある。例としては、修正仕訳の算術的な誤りや、実地棚卸の二重計算や脱漏などがあり得る。
 - (b) 財務情報の予備的発表の後あるいは財務諸表が作成された後であるが、まだ公表が承認されていない時点で、追加的な関連情報が識別される可能性がある。
- 71 経営者は、企業の財務諸表の最終公表が承認される前に識別された重要性のある誤表示のすべてについて、修正のコストに関係なく、財務諸表を修正すべきである²⁵。さらに、たとえ重要性のないものであっても経営者がすべての誤表示を訂正することは良好な実務と考えられるであろう。しかし、状況によっては、重要性のない誤表示の訂正は過大なコストを生じたり企業の財務諸表の公表を遅らせたりする可能性がある。そのような場合には、経営者は識別されているすべての誤表示を評価して、財務諸表における個々の表示項目、小計又は合計に関して、それらの誤表示に対処しないことにより重要な誤表示が生じてIFRSに準拠しない結果となる可能性があるかどうかを検討すべきである。これには、財務諸表の誤表示の影響の広さの検討が必要となる（例えば、多数の表示項目に影響を与えるかどうか）。例えば、棚卸資産の購入に記録された誤謬は、買掛金、売上原価、棚卸資産期末残高などの他の残高に影響を与えることになる。
- 72 IAS第1号では、情報が個々に及び集合的に重要性があるかどうかの評価を要求している。したがって、経営者はまず、それぞれの誤表示に重要性があるかどうかを、他の誤表示と組み合わせた場合の影響とは関係なしに検討する。その誤表示により財務諸表に重要性のある誤表示が生じる場合には、その影響は他の誤表示と相殺することができない。例えば、企業の投資収益が財務諸表の文脈の中で重要性があり、それが過大表示されている場合には、たとえ利益に対する影響の等しい費用の過大表示によって完全に相殺されるとしても、その財務諸表には重要な誤表示があることになる。
- 73 それから経営者は、誤表示が集合的ベースで重要性があるかどうかを検討する。たとえ誤表示が単独では重要性がないと判断される場合であっても、他の情報と組み合わせて考えた場合には重要性があるかもしれない。

²³ IAS第37号における測定ガイダンス参照

²⁴ IFRS第13号「公正価値測定」における測定ガイダンス参照

²⁵ 財務諸表の公表が承認される日に関する要求事項については、IAS第10号「後発事象」参照

過年度の誤謬

74 過年度の誤謬とは、1つ又は複数の過去の期間に係る企業の財務諸表における誤謬である。IAS 第8号の第42項では次のように述べている。

「企業は、発見された後に発行が承認される最初の1組の財務諸表において次のいずれかの方法で、重要性がある過年度の誤謬を遡及して訂正しなければならない。」

75 過年度の誤謬が当期まで発見されない場合がある。重要性のある過年度の誤謬はすべて、財務諸表に表示される比較情報を修正することによって遡及的に訂正される。ただし、その誤謬の当期の具体的な影響又は累積的影響のいずれかの算定が実務上不可能である場合は除く²⁶。

76 経営者は、重要性のない過年度の誤謬が当期の財務諸表の重要な誤表示を生じる可能性がある場合には、その誤謬の当期における影響を考慮することも必要となる。この誤謬は過年度の情報に関するものであることから、当年度の同様の誤表示よりも重要性の決定に影響を与える可能性が低いかもしれない。時の経過により、そうした情報の目的適合性が低くなっている場合があるからである。

誤解させるために意図的に行われた誤表示

77 IAS 第8号の第41項は次のように述べている。

「財務諸表は、重要性がある誤謬を含んでいる場合、又は重要性はないが、企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローの特定の表示を達成するために意図的に誤謬を犯した場合には、IFRS に準拠していないことになる。」

78 時には、基準の中のある要求事項を適用しないことの影響が財務諸表に重要性のある相違を生じないと経営者が結論を下したことにより、当該要求事項を適用しないという意図的な決定を経営者が行うことがある（例えば、第64項参照）。経営者が特定の表示又は結果を達成するために項目を意図的に誤表示したのでない限り、このような実務上の便法は財務諸表がIFRS に準拠することの妨げとはならない。しかし、経営者が特定の表示又は結果を達成するために項目を意図的に誤表示する場合は、おそらくは、その特定の表示又は結果が財務諸表の主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想できると考えているのでそうしたのであり、そうした誤表示には重要性がある。

79 例えば、下記の2つの間には相違がある。

(a) 経営者が、割引後の価値と割引前の価値との間に重要性のある差異がないため、負債について貨幣の時間価値を反映するための割引を行わないことを決定すること

(b) 経営者が、負債の金額を減らすために不適切な割引率の使用を意図的に選択すること

不適切な割引率を使用するという経営者の意図的な選択は、重要性があるであろう。経営者がそうしているのは、おそらくは「企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローの特定の表示を達成する」ためであるからである。

²⁶ IAS 第1号の第43項参照

審議会による2015年10月公表の公開草案IFRS実務記述書「財務諸表への重要性の適用」の承認

公開草案IFRS実務記述書「財務諸表への重要性の適用」は、国際会計基準審議会の14名の審議会メンバー全員により公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト

議長

イアン・マッキントッシュ

副議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

マルティン・エーデルマン

パトリック・フィネガン

アマロ・ゴメス

ゲイリー・カブレック

スザンヌ・ロイド

鶯地 隆継

ダレル・スコット

徐 正雨

メアリー・トーカー

張 為国

公開草案 IFRS 実務記述書「財務諸表への重要性の適用」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、本実務記述書 [案] に付属しているが、その一部を構成するものではない。

はじめに

BC1 この結論の根拠は、国際会計基準審議会（IASB）が公開草案 IFRS 実務記述書「財務諸表への重要性の適用」を開発した際の考慮事項を要約している。個々の IASB メンバーにより、重点を置く要因は異なっていた。

背景

重要性に関するプロジェクトに着手した理由

BC2 IASB は、2013 年 1 月の財務報告開示に関する討議フォーラム、それに関連したアンケート調査、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案の 2014 年公開草案に対してコメント提出者から寄せられたフィードバック、及び他の情報源から、財務諸表を作成する際に実務における重要性の概念の適用に困難があると聞かされた。一部の利害関係者は、こうした困難が開示の問題点の原因となっていると考えている。彼らが懸念しているのは、報告企業が不適切な重要性の評価を行うと、そうした評価により、目的適合性のない（すなわち、重要性のない）情報が開示されたり、重要性のある情報が省略されたりする結果となる可能性があることである。IASB に報告されている困難の類型は次のようなものである。

- (a) 経営者が重要性の概念の適用方法に確信を持っていない場合がある。その結果、一部の人々は、どのような情報を財務諸表に開示又は表示すべきかを決定する際に、判断を使用するのではなく、チェックリストとして IFRS における開示要求に従っている。チェックリスト・アプローチは、一部の人々によって、時間の節約、監査人及び規制機関からの異議や精査の回避、生じ得る訴訟からの保護として認識されているように見受けられる。しかし、このアプローチは、財務諸表における重要性のない情報の過剰な開示を生じる可能性があり、これは重要性のある情報が覆い隠されて財務諸表の理解可能性が低下することにつながる可能性がある。
- (b) チェックリスト・アプローチに従うことは、経営者が、財務諸表の理解に関連性があるが IFRS で具体的に要求されていない情報をどのような場合に開示すべきかを決定するための判断を使用しないことも意味する。その結果、場合によっては、目的適合性のある情報が十分に開示されない。

BC3 利害関係者が問題点の原因として指摘した要因の 1 つは、IFRS における重要性に関するガイダンスの欠如（特に、財務諸表注記における開示にどのように適用すべきかに関して）であった。このフィードバックを踏まえて、IASB は、追加的なガイダンスを提供する目的で、重要性に関するプロジェクトに取り組むことを決定した。

アウトリーチ

BC4 IASB スタッフは、重要性に関するガイダンスを開発すべきかどうか及び当該ガイダンスにどの

ようなことを盛り込むべきかを評価するために、アウトリーチを実施した。2014年中に、スタッフは、重要性を取り巻く問題点とそれらの原因に関して、以下の関係者と協議を行った。IFRS諮問会議、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）、世界基準設定主体会議（WSS）、国際作成者フォーラム（GPF）、国際監査保証基準審議会（IAASB）及び証券監督者国際機構（IOSCO）の代表者、多数の他の会計専門家、学識者及び他の規制機関の代表者である。さらに、スタッフは自ら学術文献及び研究のレビューを実施した。これには各国基準設定主体とのアプローチも含まれていた。それらの法域での重要性の適用をスタッフが理解するのに役立つためである。

ガイダンスの形式

ガイダンスの公表を検討している理由

- BC5 アウトリーチの間に、我々は、財務諸表における重要性の概念の適用方法についての理解の不足に対処するためのガイダンスの開発に対する幅広い支持の声を聞いた。そのアウトリーチの間に明らかになった特に困難な2つの領域は下記のものであった。
- (a) 経営者が重要性の定量的側面に重点を置きすぎる傾向（重要性の判断の行う際に数値的な閾値に過度に依拠することなど）
 - (b) 基本財務諸表において項目を区分表示する際の重要性に関する判断と、注記において情報を表示する際の重要性に関する判断との相違に関する明瞭性の欠如
- BC6 IASBは、いくつかの法域が重要性に関しての独自のガイダンスを開発したことに着目し、IASB自身のガイダンスを公表すれば、地域的なガイダンスの必要性が減少し、法域間での比較可能性が高まるであろうことに留意した。自身のガイダンスを作成する際に、IASBは法域レベルで作成された利用可能なガイダンスを検討し、場合によっては同様のガイダンスを本実務記述書[案]に織り込んだ。
- BC7 一部の利害関係者は、重要性の概念はよく理解されており、重要性の適用に関するガイダンスは不要であると述べた。こうした関係者は、重要性の適用に関する主要な論点は行動に関するものであると考えている（例えば、経営者に対する時間的圧迫や経営者のリスク回避）。一部の関係者は、経営者にとって、重要性のない情報を財務諸表に記載する方が、その情報に重要性があるかどうかを継続的に監視したり、開示の削除を監査人又は規制機関に対して正当化したりするよりも容易であることが多いことに留意した。IASBは、これらの行動上の論点が確かに存在することは認めたが、ガイダンスがこの種の行動を減殺するのに役立つ可能性があることに着目した。IASBは、参照すべきガイダンスを経営者に与えれば、経営者が重要性の概念を適用する際の判断の行使においてもっと確信を感じる可能性があることに留意した。したがって、ガイダンスの公表は行動の変化を促す可能性がある。
- BC8 他の利害関係者は、重要性に関するガイダンスだけでは、まず基準における現行の開示要求及び開示目的の見直しをしないと、明らかになった困難に対処するには十分でないであろうと述べた。IASBは、両方の側面に対処することが重要であることを認めたが、これは同時に行う必要はないことに留意した。IASBは、現行の基準における開示要求及び開示目的の見直しを、より幅広い開示に関する取組みのプロジェクトの一部として行うことを検討する予定である。IASB

は、重要性の適用に関するガイダンスの方が、この見直しから生じる変更よりも迅速に公表することができ、基準における開示要求を適用する際の重要性の役割を明確化するのに役立つであろうことに着目した。

BC9 これらを総合して、IASB は、これらの懸念に対応するために重要性の適用に関するガイダンスを提供することを提案している。

実務記述書という形式でガイダンスの公表を検討している理由

BC10 本実務記述書〔案〕は、経営者が財務諸表を作成する際の重要性の概念の適用において判断を使用する助けとする目的で、強制力のないガイダンスを示している。IFRS を適用する企業は、本実務記述書に準拠することを要求されないが、企業の法域における関連当局が、企業が準拠することを要求する可能性がある。それでも、IASB は、本実務記述書〔案〕は IFRS における重要性の役割及び重要性を財務諸表の作成の際にどのように適用すべきかについての理解の拡大を促すのに役立つであろうと考えている。これは、各企業及び各法域における財務諸表の有用性及び理解可能性を向上させるのに役立つであろう。

BC11 IASB は、重要性の適用に関するガイダンスを、基準における強制力のあるガイダンスとしてではなく、強制力のない実務記述書の形式で提供することを提案している。IASB は、基準における強制力のあるガイダンスを公表した場合には、各国内の法的枠組みとの矛盾を生じることに関する懸念により、ガイダンスを開発する際の複雑性が増す可能性があることに留意した。それでも、IASB は、一部の法域には重要性に関する法律上又は規制上の要求事項があるが、これは必ずしも本実務記述書〔案〕におけるガイダンスとの矛盾を生じないはずであることに留意した（ただし、それらの国内での要求事項が、IFRS の要求事項の適用に重要性がある場合に、その適用を妨げないものであることが条件となる）。例えば、多数の企業が米国 SEC への書類提出を外国登録会社として IFRS に従って作成された財務諸表を用いて行っている。IASB は、これらの登録会社について、IFRS における重要性の定義と米国の最高裁判所が形成した定義との相違によって何か困難が生じているとは聞いていない。

BC12 IASB は、IFRS は企業が法域における国内の要求事項を満たすために追加的な情報を提供することを妨げるものではないことにも留意した。さらに、国内の要求事項は、当該法域内で主要な利用者にとって重要性がある可能性の高い情報の種類を確認するのに役立つ可能性がある。

BC13 IASB は、基準における強制力のあるガイダンスを公表すると、規範的なものに見えてしまうリスクを生じるおそれがあることにも留意した。これは、重要性の適用において経営者が判断を適用することに重点を置くことを妨げる可能性がある。それでも、IASB は、各法域が本実務記述書を国内の枠組みの中に採用することを選択する可能性があることに留意した。

BC14 IASB は、ガイダンスを IAS 第 1 号などの具体的な基準を補強する強制力のない適用ガイダンスとしてではなく、別個の強制力のない文書として公表することは、重要性の概念が IFRS 全体を通じて浸透しているものであることを強調するのに役立つであろうことにも着目した。

BC15 IASB は、以下の理由で、実務記述書の方が教育マテリアルよりも望ましいと判断した。

(a) 完全なデュー・プロセス（公開協議を含む）の対象となる。この協議ステップは、IASB が本実務記述書で提案した内容について広範囲の利害関係者からのインプットを得ることを可能にする。

- (b) IFRS 合冊版の一部となるので、教育マテリアルよりもアクセスしやすく公式なものとなる。さらに、本実務記述書は法域が強制することを選択できる公式文書を構成することになる。

範 囲

- BC16 本実務記述書 [案] の目的は、経営者が IFRS に従って作成される一般目的財務諸表を作成する際に重要性の概念を適用する助けとなることである。IASB は、本実務記述書 [案] におけるガイダンスの一部について、経営者が他の財務報告目的で重要性に関する判断を行う際に、また、重要性の概念を適用する際に使用する判断に関する結論を内部的に文書化する際に、有用と考えるかもしれないことに着目した。例えば、ガイダンスの一部は、企業の財務報告書の他の部分（経営者による説明やコーポレート・ガバナンス開示など）を作成する際や、規制上の提出書類やプレスリリースを作成する際に、有用かもしれない。しかし、IASB は、本実務記述書 [案] はこうした他の目的を扱うようには設計されていないことに留意した。情報の作成の目的が異なるからである。規制者は、提出書類において何に重要性があるのかについて、財務諸表の場合とは異なる記述を有している可能性もある。
- BC17 IASB は、本実務記述書 [案] は経営者の助けとなることを目的としたものであるが、他の利害関係者（例えば、財務諸表利用者）が、経営者が財務諸表を作成する際に重要性に関して判断を下す際に従っているアプローチを理解するのに役立つ可能性も高い。

監査人が使用する重要性の閾値

- BC18 監査人の目的は、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに従って作成されているかどうかについて意見を表明することである。監査人は、経営者が重要性の概念を適用する際に判断を下すにあたって使用するのと同様の原則を使用する場合がある。
- BC19 しかし、監査人は監査の間に、重要性の概念を、経営者が財務諸表の作成の間に適用するのとは異なる目的でも適用する。例えば、監査人は、財務諸表に重要性のある誤表示がないかどうかに関して合理的な保証を入手して監査基準で要求されているコミュニケーションを行えるようにするために行うべき作業の量に関して判断を下す際に、通常は重要性の概念を適用する。これらのコミュニケーションの要求事項には、例えば、企業の監査委員会に内部統制の弱点や監査中に検出された未訂正の誤表示を報告することが含まれる場合がある。
- BC20 本実務記述書 [案] は、監査人がこうした他の目的で行う重要性の検討を直接には扱っていない。IASB は、経営者が財務諸表への重要性の適用に関する意思決定を行う際に、監査人が監査目的で使用する重要性の閾値に依拠することは適切でないであろうことにも着目した。

重要性の定義

- BC21 IASB は、重要性の定義及び当該定義の変更又は明確化の必要性があるかどうかについての議論を、開示原則プロジェクトに関する今後公表予定のディスカッション・ペーパーに記載することを暫定的に決定した。しかし、IASB は、ガイダンスを求める要望に対処するために、開示原則プロジェクトの終了まで待たずに、重要性の適用に関するガイダンスを現時点で開発することが有用であると考えている。さらに、IASB は、定義に関する議論が本実務記述書の全般的な

内容に大きく影響を与えるとは予想していない。

- BC22 IASB は、基本財務諸表の役割及び注記の役割について本実務記述書 [案] の第 41 項、第 45 項及び第 47 項に記述しているガイダンスが、IASB の開示原則プロジェクトにおける現在の考え方に基づいていることにも着目した。IASB は、開示原則及び概念フレームワークのプロジェクトの完了後に、本実務記述書の内容を必要に応じて更新するつもりであることを留意した。

本実務記述書 [案] により生じる可能性の高い影響の分析

- BC23 IASB は、新しい要求事項及びガイダンスの提案の適用により生じる可能性の高いコスト（コストと便益を総称して「影響」と呼ぶ）に関して評価を行い知識を共有することを公約している。本実務記述書 [案] におけるガイダンスは、重要性の概念を明確化するとともに、財務諸表への適用に関するガイダンスを提供することを目的としている。IFRS における現行の要求事項を変更するものではない。したがって、本ガイダンス案の予想される影響は、重要性のより適切な理解と適用であり、経営者にとって大きなコストはない。
- BC24 本実務記述書 [案] におけるガイダンスは、財務諸表を作成する際にチェックリストを厳格に固守することなどの行動上の問題における積極的な変化に影響を与えることに役立つことも期待される。これは、どのような情報を財務諸表に記載すべきなのか記載すべきでないのかを決定する際に、経営者がより大きな範囲で判断を行使することを促すであろうと期待されるからである。こうした判断の行使が、決まり文句の開示や過剰な情報の量の削減と、財務諸表における情報の質及びアクセス可能性の向上につながることを望まれる。